

教 職 第 5 2 2 号  
平成 2 5 年 1 月 1 1 日

市町村教育委員会教育長 } 殿  
県立学校長

奈良県教育委員会  
教 育 長

体罰について（通知）

今般、大阪市の市立高校で体罰に係る重大な事案が発生していることはご承知の通りですが、本県においては体罰について「綱紀の肅正等について」で、その絶無に向け繰り返し注意喚起を行って来ており、直近では平成 2 4 年 1 2 月 6 日付け教職第 4 5 5 号通知で、綱紀の肅正と服務規律の確保について、各人が常に教育公務員としての職責の重大さを自覚するよう、その周知徹底をお願いしたところ です。

本県においても昨年 1 0 月 2 5 日に体罰を事由とした懲戒処分を行っているところであり、体罰は教育のさまざまな場所のどこでも起こりえること、明らかに学校教育法により禁じられている行為であることを認識していただき、改めて児童生徒への指導のあり方を点検し、体罰やそれと疑われる行為の絶無を期し、いかなる場合においても児童生徒の人権を侵害することの無いよう再度徹底されたく存じます。

なお、近日中に緊急の体罰に係る実態調査を行う予定であることを申し添えます。